

個人情報ファイルの名称	たんば移充テラス運営業務 相談記録ファイル	
行政機関等の名称	丹波市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	ふるさと創造部ふるさと定住促進課	
個人情報ファイルの利用目的	丹波市の移住定住相談窓口において移住・定住の支援を行うため	
記録項目	1 郵便番号、2 住所、3 氏名、4 ふりがな、5 家族構成、6 性別、7 年齢、8 電話番号、9 メールアドレス、10 移住希望時期、11 移住検討地域、12 仕事情報、13 住まい、14 移住検討のきっかけ、15 相談履歴、16 受付日時、17 対応状況、18 検討終了日・移住完了日・その他記載、19 メールマガジン送付、20 口コミ	
記録範囲	移住定住相談窓口に相談・問い合わせをされた者	
記録情報の収集方法	聞き取り、電子メール	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	丹波市移住相談有限責任事業組合(たんば移充テラス運営業務受託者)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 丹波市ふるさと創造部ふるさと定住促進課	
	(所在地) 669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		

行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	